

第102号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
(1)「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の設置	1
(2)「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の管理における指定管理者制度の導入	1
2 条例改正案の概要	1
(1)「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の設置	1
(2)「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の管理における指定管理者制度の導入	6
3 条例新旧対照表	8



## 1 条例改正の理由

次の理由により「長崎市二輪車等駐車場条例」の一部を改正するもの

### (1) 「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の設置

浦上駅周辺に、新たに「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」を設けるに当たり、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

### (2) 「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の管理における指定管理者制度の導入

当該二輪車等駐車場の管理について、供用開始と同時に利用料金制による指定管理者制度を導入するに当たり、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

## 2 条例改正案の概要

### (1) 「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の設置

#### ア 長崎市浦上駅二輪車等駐車場の概要

##### (ア) 設置目的

浦上駅周辺において、二輪車等の放置及び路上駐輪を防止し、道路交通の円滑化を図り、もって良好な交通環境を確保するため、二輪車等駐車場を設置する。

##### (イ) 名称

長崎市浦上駅二輪車等駐車場

##### (ウ) 所在地

長崎市川口町

##### (エ) 供用開始日

令和4年1月18日

##### (オ) 供用日等

供用日 1月1日から12月31日まで（休場日なし）

供用時間 午前0時から午後12時まで（休場時間なし）

※他の有料二輪車等駐車場と同じ

##### (カ) 利用料金の基準額

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えるとき	200円
24時間を超える場合		24時間につき200円

※他の有料二輪車等駐車場と同額

##### (キ) 施設の概要

構造：平面自走式（ゲート式精算システム）

敷地面積：448㎡

収容台数：90台（予定）

**イ 条例改正案の主な内容**

- (ア) 有料の二輪車等駐車場に「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」を追加し、その「名称」及び「位置」を定める。
- (イ) 長崎市浦上駅二輪車等駐車場の供用日、供用時間、利用料金の基準額など定める（他の有料二輪車等駐車場と同じ取扱い）。

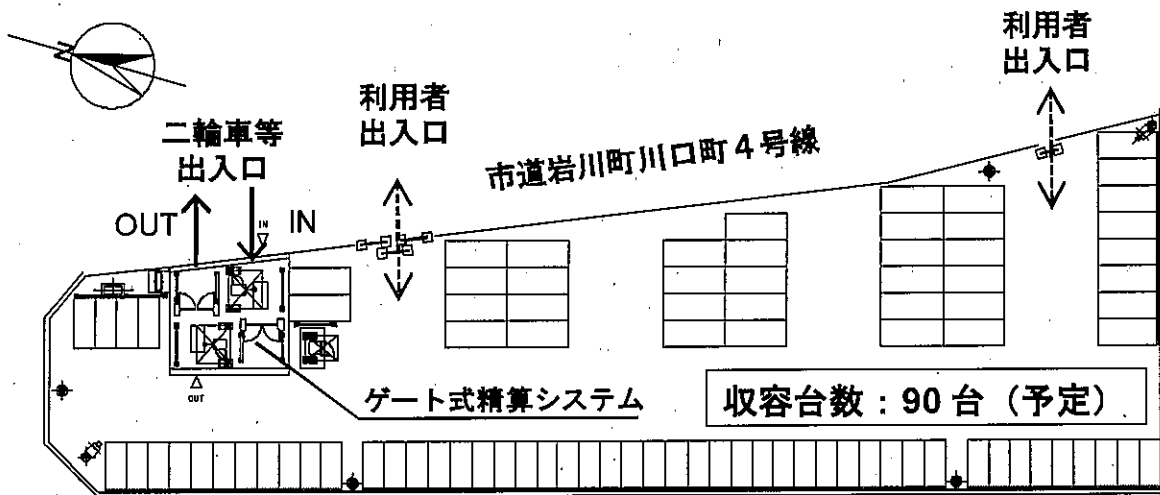
**ウ 施行期日**

令和4年1月18日

# 位置図



平面図

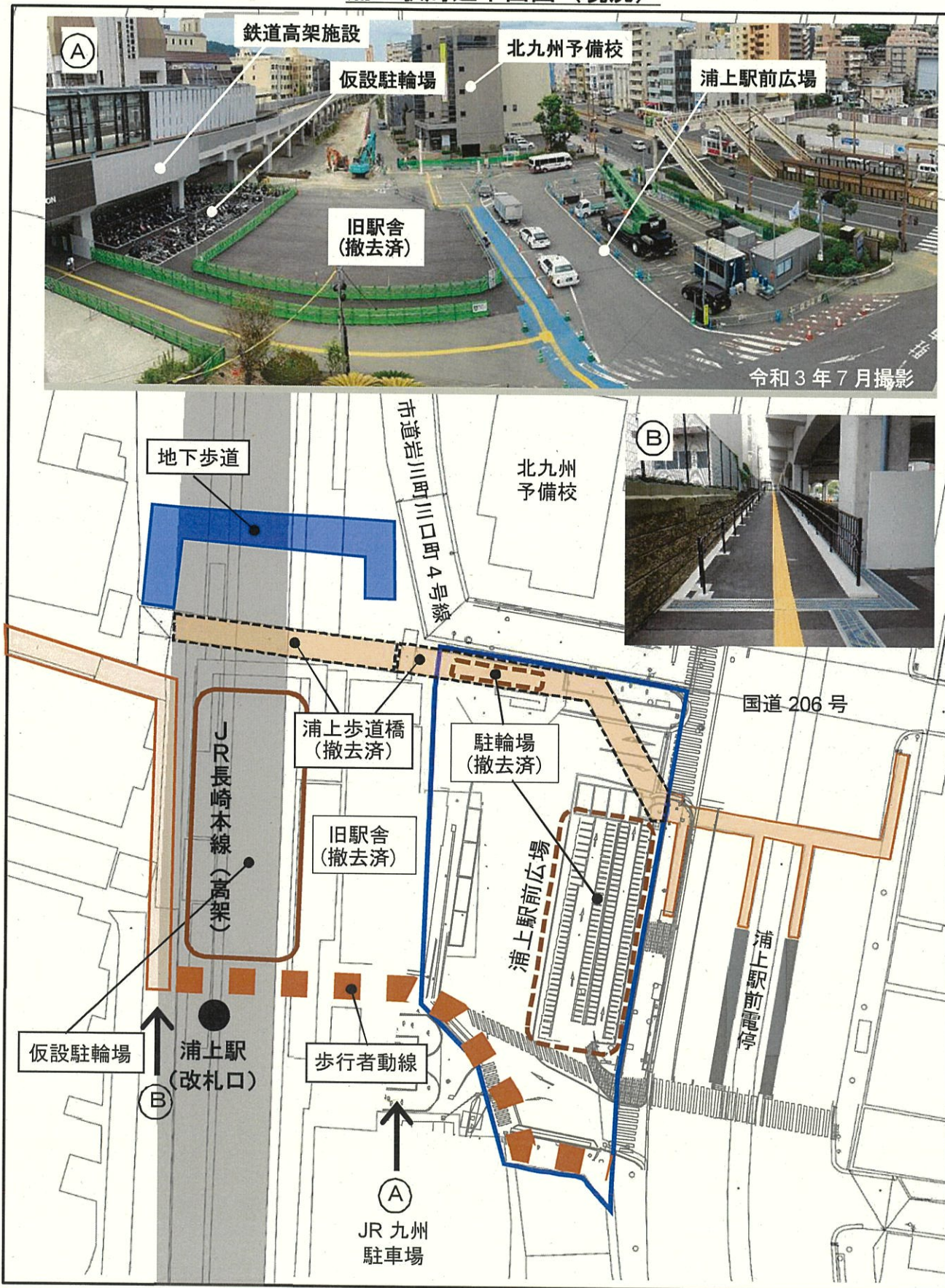


JR 長崎本線（高架）

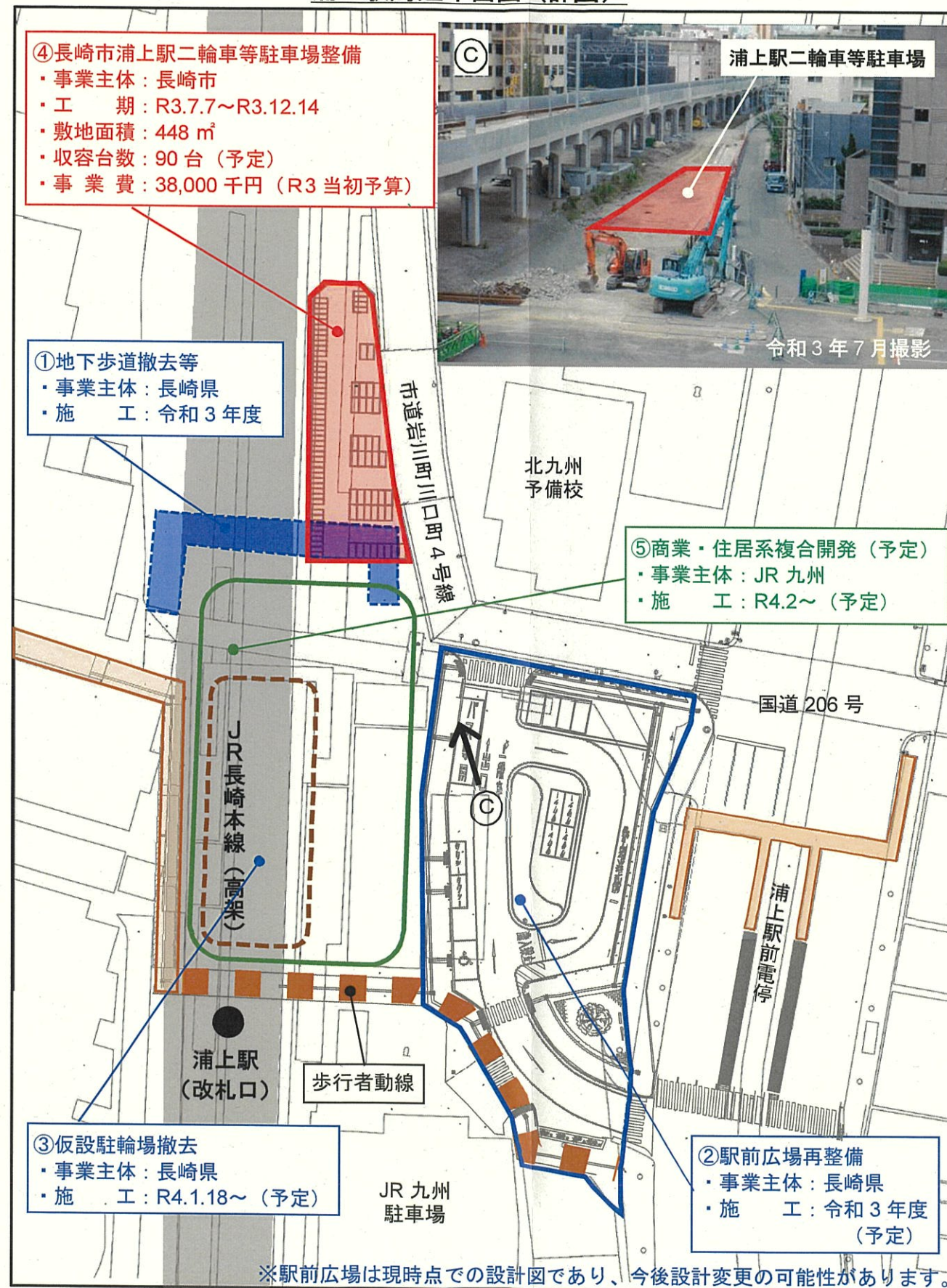


参考：浦上駅周辺整備計画

浦上駅周辺平面図（現況）



浦上駅周辺平面図（計画）



※駅前広場は現時点での設計図であり、今後設計変更の可能性があります。



(2)「長崎市浦上駅二輪車等駐車場」の管理における指定管理者制度の導入

ア 管理運営方針

(ア) 指定管理者制度の導入

長崎市浦上駅二輪車等駐車場の管理に当たり、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減、さらには、事務の効率化やトラブル等への迅速な対応などが期待できるため、供用開始と同時に指定管理者制度を導入する。

(イ) 選定方法

現在、二輪車等駐車場については、市内に複数設置しているが、一体的に管理することで効率化が図られることから、築町、松原町及び八千代町の3か所を除く18か所の二輪車等駐車場及び管理形態が類似する長崎駅西口自動車整理場(以下「既存施設」という。)について、令和3年4月1日から同一の指定管理者により管理運営を行っている。

今回設置する長崎市浦上駅二輪車等駐車場についても、既存施設と一体管理することにより、1施設単独で管理運営する場合と比較して、業務の効率化及び施設長や事務職員等の兼任による人件費等の経費削減が可能となる。

そこで、現在、既存施設を一体管理している指定管理者を、今回に限り、本施設の指定管理者として非公募にて選定する。

なお、既存施設の次期指定管理者の更新時(令和8年4月1日から)には、本施設も含め一体管理を前提とした公募を行うこととする。

—参考1—

既に導入している指定管理者制度の概要

施設名	選定方法	利用料金制	指定期間	指定管理者
長崎市二輪車等駐車場 【有料：11施設】 古川町、万才町、元船町、 元船町第2、尾上町、恵美 須町、新地町、住吉町、興 善町、新大工町、長崎駅 【無料：7施設】 矢の平1丁目、西山2丁 目、若葉町、大橋町、東山 町、東山町第2、立山地区 長崎駅西口自動車整理場	公募	適用	R3.4.1から R8.3.31まで (5年間)	(株)ファースト スター



—参考 2—

管理方法による経費（支出）の比較

単位：千円

区分	R3	R4	R5	R6	R7	計
指定管理① (非公募)	180	1,000	1,346	1,346	1,346	5,218
指定管理② (公募)	215	1,669	2,015	2,015	2,015	7,929
①-②	-35	-669	-669	-669	-669	-2,711

(ウ) 利用料金制

指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を、直接、指定管理者の収入として收受させる「利用料金制」を適用する。

(エ) 指定期間

既存施設の次期指定管理者の更新時（令和8年4月1日から）には、長崎市浦上駅二輪車等駐車場も含め一体管理を前提とした公募を行うこととする。

そのため、本施設の指定期間は、既存施設の現指定期間と終期を揃えて、供用開始日の令和4年1月18日から令和8年3月31日までとする。

イ 条例改正案の主な内容

(ア) 施行期日：令和4年1月18日

長崎市浦上駅二輪車等駐車場の管理を「非公募」により選定された指定管理者による管理とする。

(イ) 施行期日：令和8年4月1日

長崎市浦上駅二輪車等駐車場の管理を「公募」により選定された指定管理者による管理とする。

ウ 指定までのスケジュール（予定）

年月	市議会	内容
令和3年9月	9月議会	・長崎市二輪車等駐車場条例改正議案の審査
令和3年11月	11月議会	・指定議案の審査
令和4年1月	—	・指定管理者と協定締結
令和4年1月18日	—	・長崎市浦上駅二輪車等駐車場供用開始 ・指定管理開始

### 3 条例新旧対照表

赤文字：R 4. 1. 18 に施行する内容 青文字：R 8. 4. 1 に施行する内容

現行	改正（案）R 4. 1. 18 施行	改正（案）R 8. 4. 1 施行
<p style="text-align: center;">○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定を除く。次項において同じ。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、公募対象二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場以外の二輪車等駐車場をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる条件を満たすもののうちから最も相当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p>	<p style="text-align: center;">○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場（以下「築町二輪車等駐車場等」という。）の管理に係る指定を除く。次項において同じ。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、公募対象二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場等以外の二輪車等駐車場をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる条件を満たすもののうちから最も相当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p>	<p style="text-align: center;">○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場（以下「築町二輪車等駐車場等」という。）の管理に係る指定を除く。次項において同じ。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、公募対象二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場等以外の二輪車等駐車場をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる条件を満たすもののうちから最も相当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p>



- (2) 二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件
- 5 市長は、第1項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定に限る。）に当たっては、長崎市築町二輪車等駐車場に係る前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たす団体を指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者（公募対象二輪車等駐車場にあつては当該公募対象二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市築町二輪車等駐車場にあつては当該長崎市築町二輪車等駐車場の指定管理者。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

- (2) 二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件
- 5 市長は、第1項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場等の管理に係る指定に限る。）に当たっては、長崎市築町二輪車等駐車場等に係る前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たす団体を指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者（公募対象二輪車等駐車場にあつては当該公募対象二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市築町二輪車等駐車場にあつては当該長崎市築町二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市浦上駅二輪車等駐車場にあつては当該長崎市浦上駅二輪車等駐車場の指定管理者。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

- (2) 二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件
- 5 市長は、第1項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場等の管理に係る指定に限る。）に当たっては、長崎市築町二輪車等駐車場等に係る前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たす団体を指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者（公募対象二輪車等駐車場にあつては当該公募対象二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市築町二輪車等駐車場にあつては当該長崎市築町二輪車等駐車場の指定管理者、~~長崎市浦上駅二輪車等駐車場にあつては当該長崎市浦上駅二輪車等駐車場の指定管理者~~。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務



第6条～第13条 (略)		第6条～第13条 (略)		第6条～第13条 (略)	
別表第1 (第3条関係) (略)		別表第1 (第3条関係) (略)		別表第1 (第3条関係) (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係) (略)	
名称	位置	名称	位置		
長崎市築町二輪車等駐車場	長崎市築町	長崎市築町二輪車等駐車場	長崎市築町		
長崎市古川町二輪車等駐車場	長崎市古川町	長崎市古川町二輪車等駐車場	長崎市古川町		
長崎市万才町二輪車等駐車場	長崎市万才町	長崎市万才町二輪車等駐車場	長崎市万才町		
長崎市元船町二輪車等駐車場	長崎市元船町	長崎市元船町二輪車等駐車場	長崎市元船町		
長崎市尾上町二輪車等駐車場	長崎市尾上町	長崎市尾上町二輪車等駐車場	長崎市尾上町		
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	長崎市恵美須町	長崎市恵美須町二輪車等駐車場	長崎市恵美須町		
長崎市新地町二輪車等駐車場	長崎市新地町	長崎市新地町二輪車等駐車場	長崎市新地町		
長崎市元船町第2二輪車等駐車場	長崎市元船町	長崎市元船町第2二輪車等駐車場	長崎市元船町		
長崎市住吉町二輪車等駐車場	長崎市住吉町	長崎市住吉町二輪車等駐車場	長崎市住吉町		
長崎市興善町二輪車等駐車場	長崎市興善町	長崎市興善町二輪車等駐車場	長崎市興善町		
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町	長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町		

長崎駅二輪車等駐車場	長崎市尾上町	長崎駅二輪車等駐車場	長崎市尾上町	
別表第3（第7条関係）（略）		<u>長崎市浦上駅二輪車等駐車場</u>	<u>長崎市川口町</u>	
		別表第3（第7条関係）（略）		別表第3（第7条関係）（略）